

各 位

入札説明書等に関する質問（第1回）への回答書

泉南清掃事務組合

令和7年1月7日締め切り、次期ごみ処理施設整備運営事業の事業者選定に係る標記の受付に関し下記のとおり回答します。
 なお、回答欄に【補足事項】と記載があるものについては、公表方法の都合により別途ご担当者様へ電子メール等により資料配布させていただきますのでご了承ください。

記

1 入札説明書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	7	第3章	5	(2)	建設予定地 ア 所在地	本敷地は大阪湾に面していますが、令和6年12月3日の実施方針に関する質問回答書にて、航空障害灯を設置しないことと海上に強い光を向けないことを条件に、航路標識法第27条の「航路標識の障害となる建築物等」に該当しない旨を行政に確認された結果をお示しいただいたため、これを条件に見積もるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	7	第3章	5	(2)	建設予定地 ア 所在地	本敷地は貴組合敷地の敷地境界までが海岸保全区域となり防潮堤敷も含まれる、と令和6年11月19日の実施方針に関する質問回答書にて示されましたが、敷地境界の外側までが海岸保全区域と考え、本敷地の擁壁は防潮壁や防潮堤敷には該当しないものと考えてよろしいでしょうか。海岸保全区域の範囲や海岸保全施設を図示にてお示し願えないでしょうか。 また、敷地内は海岸保全区域外となり、工事に対して制限がないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、本建設予定地は海岸保全区域外の認識ですが、整備する状況により【補足資料】に示すとおり海岸保全区域側の防潮堤敷の一部で干渉する恐れがありますのでご留意ください。
3	7	第3章	5	(2)	建設予定地 ア 所在地	敷地は泉南市・阪南市の2市に渡っておりますが、令和6年12月3日の実施方針に関する質問回答書のとおり、本敷地の上水道、下水道は、泉南市と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	9	第3章	8	(1)	イ 運営業務(d)	焼却灰からの回収物について、フェニックスの受入れ基準に適さない、大きな金網や針金等が回収された場合、運営事業者の責に依らないものは、搬入された処理困難物と同様、貴組合が指定する引き取り業者へ渡すと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	9	第3章	8	(1)	イ 運営業務(f)	「運営事業者は、本施設に搬入された蛍光灯・電球、乾電池、電気製品、金属類、段ボール、古本、古新聞を適正に貯留・保管した後、本組合が指定する事業者へ引き渡す。」とありますが、貯留・保管前に乾電池・電気製品・金属類の分別作業は不要と考えてよろしいでしょうか。	ごみの搬入の際にはこれらの品目が混載され持ち込まれることもありますので、貯留・保管前の乾電池・電気製品・金属類の分別作業は必須です。
6	9	第3章	8	(1)	イ 運営業務(g)	「運営事業者は、本施設に搬入された缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装を適正に貯留・保管した後、不燃物処理資源化施設へ運搬し、本組合へ引き渡す。」とありますが、事業者の所掌は運搬までであり、荷下ろし作業は貴組合が実施すると考えてよろしいでしょうか。	不燃物処理資源化施設での荷下ろし作業までを運営事業者の業務範囲とします。
7	9	第3章	8	(1)	イ 運営業務(h)	不燃物処理資源化施設から運搬される処理残渣について、運搬車両および頻度をご教示ください。	年度毎の選別状況により量は区々です。 また、運搬車両により積載量が異なりますので【補足資料】をご参考ください。
8	9	第3章	8	(1)	イ 運営業務(k)	「組合が実施する施設見学以外の施設利用の対応を積極的に支援する。」とありますが、貴組合が想定されている施設見学以外の施設利用の対応についてご教示ください。	以下の対応を想定しています。 ・他都市例を参考に、構成市と連携し行う廃棄物処理に関する啓発活動 ・災害時等において一時避難される一般者への支援活動等
9	10	第3章	8	(2)	コ 対価の支払い	「第二溶出基準に適合しない汚染土壌の搬出・処分費は、別途精算を行う。」とありますが、提示された添付資料3等に基づき土壌調査を含む土壌汚染対策工事費を見積計上し、今後行われる調査の結果においてその対策費用が増額となった場合、協議により精算されると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に対する質問No. 4の回答を参照してください。
10	10	第3章	8	(2)	ク 住民への対応	「運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、本組合と連携して適切な対応を行う。」とありますが、運営事業者に直接来た意見や苦情について、一度事業者側で受領したのち、貴組合に連絡すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。運営事業者が苦情を受けた場合には、適切に対応し、組合に報告のうえ、組合の対応に協力してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	10	第3章	9	(1)	本事業の建設費	汚染土壌の搬出・処分費について、事業者の責に依らず、数量が大幅に増えた場合は、搬出・処分費について、ご協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	数量が大幅に増えた場合には、お見込みのとおりです。
12	10	第3章	9	(1)	本事業の建設費	「土壌汚染対策法に基づく土壌調査費、対策工事費及び第二溶出基準に適合する汚染土壌の搬出・処分費は建設費に含むものとし、第二溶出基準に適合しない汚染土壌の搬出・処分費は別途精算を行う。」とありますが、工程についても著しく影響がありやむを得ない場合、設計・建設業務の完了日の変更等を協議させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	協議は行います。
13	12	第4章	1	(1)	入札参加者の構成等	「入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする」とありますが、(4)に「共同企業体としなければならない」、(4)ウに「共同企業体を構成する者のうち、少なくとも1者を地元企業とする」との記載があります。入札説明書の定めによると共同企業体を含め複数の企業によりグループを構成して参加することとなり、前段の「1者」については誤記という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。入札説明書の以下の記載を削除します。 ■入札説明書 第4章1(1) 「また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。」
14	13	第4章	2	(1)	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件 オ	オに「施工実績を有すること」との記載がありますが、平成26年4月1日以降に竣工した実績という理解でよろしいでしょうか。	施工実績は、竣工した実績に限るものではありません。
15	13	第4章	2	(2)	本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件 イ	「焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。」とありますが、入札参加資格申請から現地着工まで相当な期間があり、実際に配置する技術者1名を特定することは困難なため、参加資格審査書類には要件を満足する技術者を複数名記載し、着工時にはその中から選任することも可と考えてよろしいでしょうか。	監理技術者資格者証を有する者については、複数名の提出を認めます。
16	13	第4章	2	(2)	本施設のプラント設備の設計・施工を行うものの要件 イ	「焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること」とありますが、国土交通省作成の「監理技術者制度運用マニュアル」において、「元請が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても請負契約の締結後、現地施工に着手するまでの期間は要しない」と記載があることから、建築工事とプラント工事を特定建設工事共同企業体(乙型JV)にて実施する場合の監理技術者の配置は、それぞれ該当の現地工事着工から専任配置するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。監理技術者は、監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省)等に基づき適切に配置してください。
17	15	第4章	4	-	参加資格の確認	参加資格申請書類につきまして、原本が必要な書類(押印が必要な書類や納税証明書等の添付書類)については正本のみとし、副本については写しをご提出することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	16	第4章	6	(2)	運営事業者の設立に関する要件	運営事業者の本店所在地は、本施設内に設置することを認めるとあり、用語の定義上の本施設は次期ごみ処理施設を指しますが、本施設の竣工・運営開始までは泉南清掃工場をはじめ敷地内の既存施設内に本店を設置してよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	30	第4章	7	(3)	イ施設計画図書 (b)要求水準に対する設計仕様書	要求水準書のwordデータまたは様式がございましたら、ご提示をお願いいたします。	要求水準書のWordデータは提示いたしません。様式は任意です。
20	30	第7章	3	(3)	イ施設計画図書 (d)図面 ⑦建築一般図	提案書として提出する⑦建築一般図のうち、各階平面図と断面図については、③各階機器配置図と④断面図にて同内容が表現可能なため、これらの図面を兼用するものとして、提出を省略させていただいてもよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
21	34	第8章	6	(2)	保険	事業者の責に帰すべき事由によって発生した損害であっても貴組合が加入される保険(共済)にて保険金額が補填された場合は、事業者に対する損害賠償請求額から控除いただけるとありますが、運営業務委託契約書にそのような定めがありません。落札者決定後に具体的な文案をご協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	運営業務委託契約書(案)は原文のとおりとしますが、具体的な取り扱いは、落札者と協議します。
22	40	別紙3	2	(2)	運営業務委託料	固定費iii(補修費用)は支払金額の平準化に配慮した補修計画とすることとありますが、各年度間で完全に同額にすることまで求められないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
23	43	別紙3	4	(1)	ア 建設費	「建設工事請負契約書第25条に規定する具体的な運用」とは同条第6項と理解してよろしいでしょうか。又、同項の請負代金額の変更は国交省の定める「インフレスライド条項運用マニュアル（令和4年9月改訂）」に基づき算出されるものと理解してよろしいでしょうか。	「建設工事請負契約書第25条に規定する具体的な運用」は同条第6項に限るものではありません。詳細はマニュアル等も踏まえて協議を行います。
24	46	別紙5		共通	リスク分担表	「本組合・事業者いずれの事由にもよらず契約が結べない、契約締結の遅延等」とは具体的にどの様な場合を想定されているかご教示願います。	組合議会において、建設工事請負契約の締結が承認されない場合等が想定されます。
25	46	別紙5		共通	リスク分担表	「上記以外のもの」とは施工に係るものと理解しておりますが、近隣要望により、大幅に施工費が増加した場合は施工費につきましてご協議頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	近隣対応リスクは、施工に係るものに限りませんが、近隣要望等により、工事内容等について条件変更等又は要求水準等の変更を行う場合には、建設工事請負契約書第18条又は第19条に基づき対応します。
26	46	別紙5	-	-	リスク分担表	近隣対応リスクが本施設の設置そのものに対する市民反対運動等を除き、事業者が主分担となっておりますが、収集車両のマナー違反や環境基準値範囲内の騒音に対する苦情など、事業者の責に帰さないトラブルも想定されます。つきましては、事業者の責に帰さない近隣対応リスクについては、貴組合の分担としていただけないでしょうか。	収集運搬に係る内容は、本事業の事業範囲外であり、本リスク分担表の範囲外と考えますが、事業者の業務範囲外かつ事業者の責に帰さない事象についてのリスク負担者は、本組合が基本となります。ただし、事業者に対して質問のような苦情等があった場合においても、一次対応は事業者にて適切に行い、組合に報告のうえ、組合の対応に協力してください。
27	46	別紙5		共通	法令等変更リスク	「上記以外の法令の変更等」のリスクは事業者負担となっておりますが具体的にどの様な場合を想定されているかご教示願います。	本事業に直接関係しないものとして、広く法人（SPCを含む株式会社等）に影響するような法令変更が想定されます。
28	46	別紙5	-	-	リスク分担表	設計段階リスクのうち測量・地質調査リスクについて、「事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの」のリスク主分担者が事業者となっておりますが、これは、測量や地質調査業務の遂行における過失や事故等に対するリスク分担と考え、事業者が追加で実施した測量や地質調査の結果により、応札前の資料からは予見できない条件が発覚したことで、設計変更や工期延長が必要となった場合のリスクについては、3行上に示される設計変更リスクのうち「本組合の指示、提示条件の不備」に含まれると考えてよろしいでしょうか。	「本組合の指示、提示条件の不備」には該当しません。事業者が実施した調査等において、要求水準書等に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態であることが判明した場合には、建設工事請負契約書第18条に基づくとともに、その影響度も含めて協議を行います。
29	52	別紙7	3	(1)	イ 運営期間	【運営期間中の地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】に関して、当該年度の「地元経済への貢献金額（実績値）」の算定において、前年度までに提案金額を上回った実績値の累計分を加算できるよう、算定式を見直していただけないでしょうか。	本算定式は、運営期間中の累計額となります。

2 要求水準書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1部 第1章	第1節	1.3	(1) 本施設の設計・施工 ① 工事内容	<p>「造成工事（設計、温水プールの基礎解体等を含む）」とありますが、既存施設の解体撤去範囲は、以下のように考えてよろしいでしょうか。</p> <p>① 事業者への引渡時には、添付資料5に明示のない地上構造物（既存舗装、車止め、植栽、擁壁、フェンス、ベンチと屋根、仮設便所、外灯その他）が残置されている。また、付属施設を含む温水プール施設の地下部分（基礎・杭含む）も残置されている。 ② 温水プール施設の屋外設置機器類や配管は撤去されている。 ③ 事業者への引渡時の標高は建屋部を除き現況のままとされている。 ④ 添付資料5に明示のある地下部分の既存構造躯体（杭を除く基礎および地下ピット）は事業者にて全て撤去する。また、添付資料5に明示がなくとも、地上構造物から推測できる地下部分の軽微な既存構造躯体は全て撤去する。 ⑤ 既存杭は土壌汚染があり引抜による地盤の緩みの恐れなどがあることから、新設杭と干渉する既存杭のみを引抜き処分、残りは有用物として残置する。 ⑥ 既存擁壁は、新焼却施設の計画上、支障のあるもののみを撤去・新設することとし、その他は既存流用とする。 ⑦ 建設用地内の既存舗装は原則として、撤去更新する。 ⑧ 植栽は新焼却施設の計画・工事上、支障のあるもののみを撤去更新し、その他は必要に応じて剪定等を行う。 ⑨ 新管理棟配置場所でヤード壁として使用されているの露出T型擁壁は事業者にて撤去廃棄する。また、ヤード壁の西側・南側の植栽帯も工事上や計画上、支障があれば撤去してもよい。 ⑩ 敷地西側の既存温水プール門扉は、事業者にて撤去し、フェンスを新設する。 ⑪ 敷地東側の既存門扉（泉南市清掃課敷地との共用門扉）は工事上、支障がなければ、既存を流用してよい。 ⑫ 敷地内西側の電柱は使用状態で本建設工事を行うものとし、この撤去は工事範囲に含まない。 ⑬ 敷地最南の突出部に投棄されている廃棄物等は、解体工事で発生する産業廃棄物ではなく、別の事業で発生した産業廃棄物もしくは一般廃棄物に該当するため、組合様にて別途、処分して頂く。</p>	<p>① お見込みのとおりです。 ② 機器類はお見込みのとおりが、埋設配管及び地下ピット配管は残置しています。 ③ お見込みのとおりです。 ④ お見込みのとおりです。 ⑤ 可能とします。 ⑥ 既設流用は可能とします。 ⑦ お見込みのとおりです。 ⑧ お見込みのとおりです。 ⑨ お見込みのとおりです。 ⑩ 事業者により撤去・新設とします。新設する仕様については協議によります。 ⑪ お見込みのとおりです。 ⑫ 工事の事情により既存ケーブルを移設し電柱が不要である場合、工事範囲として撤去してください。 ⑬ お見込みのとおりです。</p>
2	2	第1部 第1章	第1節	1.3	(1) 本施設の設計・施工 ① 工事内容	<p>既存施設の解体等が本工事に含まれますが、要求水準書および添付資料に示されていない地中障害物の撤去は、見積もることができないため、ご提示のない地中障害物が存在した場合は、工程・費用等について協議・清算させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	2	第1部 第1章	第1節	1.3	(1) 本施設の設計・施工 ① 工事内容	<p>実施して頂いた現地見学会において、既設温水プールの地上部解体工事（別途工事）を施工中でしたが、外壁塗材にアスベストが含有されていたことから除去処理をされたとお聞きしました。既設温水プールの外壁塗材（アスベスト含有）については、地上部解体工事において完全に除去処理されており、事業者による地下部解体の際には、外壁塗材（アスベスト含有）の残存は一切ないものと考えてよろしいでしょうか。また、添付資料5の6ページ目に示される除却範囲以下の範囲の室内について、内装材（塗装、断熱、タイル等含む）は撤去され、躯体が露出された状態になっており、アスベスト含有材の残存はないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>残置している配管に使用している一部パッキン材にアスベストの含有が確認されている。また、地下ピット等の防水処理材については調査を実施していないので、事業者側で調査が必要である。なお、アスベスト含有事前調査の結果については、【補足資料】を参照ください。</p>
4	3	第1部 第1章	第1節	2.1	(1) 設計業務	<p>「建設事業者は、汚染土壌があることに留意し、」とありますが、添付資料3地質調査報告書より、上層盛土層には廃棄物の混入があるとされていますが、混入の程度および範囲が不明で、見積困難です。見積りは全て汚染土として処分できるものとして見積もり、廃棄物の程度により、その対応や処分に、汚染土以上の費用を要する場合、第二溶出基準を超える場合の対策・処分費と同様に、別途清算して頂けると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
5	3	第1部 第1章	第2節	2.2	(1)受付管理業務	「計量した記録の集計、保管、管理、報告等を行う。」とありますが、住民情報の記録内容（名前、住所、電話番号、ごみ種など）をご教示ください。	事業系の搬入事業者には毎年、許可証を発行していること。また、容易に出所の確認が出来ない搬入者に対し、事前許可書を発行しており、ごみの排出後に回収しております。これらの申請書について【補足資料】をご参考ください。
6	6	第1部 第1章	第4節	4.1	事業用地	「敷地全体：約2.34ha」は、添付資料1「建設予定地配置計画（案）」に赤線で示される「建設用地」の面積と考え、また、「次期ごみ処理施設：約0.9ha」の範囲は、同資料に黒線で示される「工事範囲」の面積から管理棟部分の面積を除外した面積と考え、確認申請上の敷地は、都市計画法上のごみ焼却施設位置決定の敷地である敷地全体約2.34haとするものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	6	第1部 第1章	第4節	4.1	事業用地	泉南清掃工場、不燃物処理資源化施設等を含む敷地全体が本件の建築確認申請上の敷地となる場合、既存各棟は既存不適格建築物の扱いと考えますが、新設棟とは完全に別棟となるため遡及適用はされないものと考えます。敷地内の既存建築物には既存不適格以外の現行法不適合はないものと考え、万一、既存棟の是正・改造が必要となる場合、事業者の請負範囲外と考えますがよろしいでしょうか。	既存各棟は既存不適格建築物の扱いではないと考えられるため、既存建築物等の是正・改造の指示はないものと考えています。ただし、万が一、既存不適格建築物の扱いとなり、是正等が必要になった場合には本組合にて対応を行うものとします。
8	6	第1部 第1章	第4節	4.4	地域地区等 ・緑化率等	「環境施設面積25%以上、緑地面積20%以上」とありますが、本施設の建設用地面積0.9haに対して、各種新設建物と構内道路等を確保しつつ、環境施設を含めた緑化面積25%以上を確保することは困難と考えます。令和6年8月付時期ごみ処理施設整備基本計画に示される第3ステージの完了時（令和18年度）までの本事業全体で環境施設含め25%以上、緑地面積20%以上を確保する計画と考え、本施設の建設では、屋上緑化・壁面緑化や環境施設の設置等は行わず、建屋以外の外構に可能な範囲で緑地を設けるものとし、建設用地0.9haに対して25%及び20%に未達となってもよろしいでしょうか。 また、本件に関わる行政協議リスクは、事業者ではなく貴組合と考えてよろしいでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。 後段について、行政協議において問題が生じた場合は、本組合にて対応を行うものとします。
9	6	第1部 第1章	第4節	4.4	地域地区等 ユーティリティ条件	「燃料：都市ガス」とありますが、添付資料2より事業用地から離れた場所に取合点があります。引込に対する負担金が発生する場合、事業者負担でしょうか。また、メーター・ガバナ置場等の計画も必要なため、負担金の額や場内計画条件について、大阪ガスに直接確認させて頂いてもよろしいでしょうか。	費用の負担は事業者とさせていただきます。 大阪ガスへの問い合わせは可能です。
10	6	第1部 第1章	第4節	4.4	地域地区等 ユーティリティ条件	上水及び下水の引込みについて、既存の引込み存管・取引メーターは流用可能と考えてよろしいでしょうか。 また、引込み管の位置・口径をご提示ください。	流用は可能とします。 引込管は要求水準書添付資料2「ユーティリティ取り合い点等」及び【補足資料】をご確認ください。
11	10	第1部 第2章	第2節	2.1	2)計画ごみ量	年間売電量や用役量を算出する際は、計画ごみ量30,129t/年から災害ごみ415t/年および資源化施設返送分51t/年を除いた、29,663t/年を対象と理解してよろしいでしょうか。	資源化返送分51t/年は含んだ29,714t/年で算出してください。
12	10	第1部 第2章	第2節	2.1	3)ブロックフロー図	一部のその他ごみを2階プラットフォームにて受入れる計画となっています。スペースの有効活用および効率的な維持管理のため、その他ごみは1階受入ヤードで受入れ、1階その他貯留ヤードで貯留する計画としても構わないでしょうか。	提案を可能とします。
13	10	第1部 第2章	第2節	2.1	3)ブロックフロー図	1F受入ヤードの渋滞緩和対策および効率的なプラットフォーム運営のため、可燃ごみを大量に搬入される方（例：剪定枝）は2Fプラットフォームへ案内し、ダンピングボックスにて、安全に荷下ろしする計画としてもよろしいでしょうか。	提案を可能とします。
14	10	第1部 第2章	第2節	2.1	3)ブロックフロー図	その他貯留ヤード（1F）に保管された陶器類・ガラスを破砕機用ホッパへ投入するフローをご提示いただいています。陶器類・ガラスは、不燃物（処理困難物）です。他の処理困難物と同様、事業者は本施設で保管のみ行い、貴組合が指定する事業者へ引き渡す運用とさせていただきませんか。	協議はさせていただきます。
15	10	第1部 第2章	第2節	2.1	3)ブロックフロー図	ライター・マッチは一時貯留後、事業者には引き渡さず、焼却処分するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	11	第1部 第2章	第2節	2.1	4)計画ごみ質	低位発熱量について、単位換算するとkJ/kgとkcal/kgで異なる値となっております。kcal/kgを正としてよろしいでしょうか。	kJ/kgの値にて設計してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
17	11	第1部 第2章	第2節	2.2	4) 設備方式 (6) 余熱利用設備	場内：発電、給湯とありますが、給湯は余熱蒸気等を熱交換して直接利用する方式ではなく、LCCが有利な電気式もしくは都市ガス焚をご提案してもよろしいでしょうか。	第2ステージ、第3ステージを視野に入れるのであれば、蒸気もしくは温水供給は必要かと考えますので、要求水準書のとおりとします。
18	12	第1部 第2章	第2節	2.2	4) 設備方式 (11) 給水設備	「上水本管から本施設に引き込むための設備等の費用は事業者にて負担すること」とありますが、入札説明書41ページの記述より、公共水道事業者との取引メーターは既存棟と兼用であり、事業者は焼却施設用の私設メーターを設置して焼却施設での使用量を貴組合と確認するものと考えます。このため、上水本管からの引込替工事が事業者の負担であり、取引メーターの増径や減径、追加が必要となった場合、水道利用権益に関わる費用となる水道加入金の支払いは貴組合の負担により行うと考えてよろしいでしょうか。	提案を可能とします。
19	12	第1部 第2章	第2節	2.4	(1) 搬入車両	特別収集日について、直近3年間における各年の実績日をご教示ください。	【補足資料】をご参考ください
20	12	第1部 第2章	第2節	2.4	(1) 搬入車両	「※年末年始（12/31、1/2、1/4）及び月曜日の祝日は泉南市及び阪南市（以下「構成市」という。）の事業系可燃ごみの収集・運搬業者受け入れを実施する。（計量業務のみ）」とありますが、直営（家庭系可燃ごみ）、持込み（可燃ごみ）については、12/31から1/5まで受入がないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	12	第1部 第2章	第2節	2.4	(1) 搬入車両	「※年末年始（12/31、1/2、1/4）及び月曜日の祝日は泉南市及び阪南市（以下「構成市」という。）の事業系可燃ごみの収集・運搬業者受け入れを実施する。（計量業務のみ）」とありますが、計量業務のみ人員を配置し、プラットホームの人員配置は不要との理解でよろしいでしょうか。	常駐は不要と考えますが、安全管理や保安上受け入れ時の立会いは必要と考えます。
22	12	第1部 第2章	第2節	2.4	(1) 搬入車両	「※年末年始（12/31、1/2、1/4）及び月曜日の祝日は泉南市及び阪南市（以下「構成市」という。）の事業系可燃ごみの収集・運搬業者受け入れを実施する。（計量業務のみ）」とありますが、年末年始の受入業務に必要な人員を検討するため、12/31、1/2、1/4のそれぞれ過去3年間程度の1日当たりの搬入台数実績値をご教示ください。	【補足資料】をご参考ください。
23	13	第1部 第2章	第2節	2.6	公害防止基準 1) 排ガス基準	(2) 有害物質の排出口における規制基準(大阪府生活環境の保全等に関する条例)において廃棄物焼却炉に適用される有害物質のみを対象とすると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	16	第1部 第2章	第2節	2.6	3) 騒音基準	騒音基準・振動基準等を満たすべき敷地境界線は、添付資料1における赤枠（事業用地の境界）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	16	第1部 第2章	第2節	2.6	6) 飛灰処理物の溶出基準	主灰についても、大阪湾広域臨海環境整備センターが定める受入基準（溶出基準等）を満たす必要があると理解してよろしいでしょうか。	当該センターの受け入れ基準のうち、主灰は焼却灰、飛灰はばいじん処理物の基準を満たすものに認識です。 なお、やむを得ず主灰及び飛灰を混合し排出する場合は、ばいじん処理物の基準を満たすものとします。
26	20	第2部 第1章	第1節	1.1	全体計画 (1) ①	「管理棟は別棟を基本とし、」とあります。一方、要求水準書p178第3章第1節1.1 1) (2)において、「管理棟は合棟を可とする」という記載がございます。敷地北側の駐車場付近に主に見学者・来客者のための玄関棟（エレベータ棟）を配置し、渡り廊下で工場棟に至る計画とし、管理諸室は工場棟内に設ける提案としてもよろしいでしょうか。	提案を可能とします。
27	20	第2部 第1章	第1節	1.1	全体計画 (1) ①	「また、今後移転を予定しているリサイクル施設（以下「新リサイクル施設」という。）への搬入車両は本計量棟を使用する予定であることを踏まえ、車両動線を考慮すること。」とありますが、新リサイクル施設の受入時間は本施設と同様に8時30分～11時45分、13時～16時と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	20	第2部 第1章	第1節	1.1	全体計画 (1) ⑥	効率的な施設配置計画および見学者動線とするため、灰ピットについてはITVによる見学とすることをお認め頂けませんでしょうか。	可能とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
29	20	第2部 第1章	第1節	1.1	全体計画 (1) ⑦	「見学者は上履きを原則とする」とありますが、履替のための広いスペースや下駄箱が省略でき、コンパクトな配置とすることが可能であり、運用上も大人数の履替えや忘れもの抑制などメリットが大きいと考えるため、見学者は外履きのまま見学して頂くことを提案してもよろしいでしょうか。なお、運営事業者等が機械室やプラットホーム等で使用する安全靴や長靴は管理居室に入る際は履き替えることを考えております。	提案を可とします。
30	21	第2部 第1章	第1節	1.1	全体計画 (2)	「本組合にて測量を実施済」とありますが、測量報告書をご提供いただけないでしょうか。	【補足資料】をご確認ください。
31	21	第2部 第1章	第1節	1.1	全体計画 (3)	「必要に応じて電波障害の調査を行う」とありますが、調査の結果、電波障害が発生する恐れが生じた場合の対策工事費用（工事施工に伴う対策費用は除く）は、貴組合の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	25	第2部 第1章	第2節	-	(1)電気	「建設事業者は、本施設の構内に自ら設置した引込柱から引き込みを行うこと。また、引込柱までの工事負担金は建設事業者が負担すること。なお、関西電力送配電（株）所有の特別高圧配電線（22kV、1回線）から本施設の引込柱までの引き込みは本組合が行う。」とありますが、建設事業者が負担する「工事負担金」の範囲は、本施設構内の引込み柱～受変電室までの工事費であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、送配電側との取合い点の都合上、引込み付近の所掌範囲が変更する可能性があるのをお含みください。
33	25	第2部 第1章	第2節	-	(1)電気	電力との取合い点(引込柱位置)についてご教示をお願い致します。	No.82の回答で受電方式を変更する場合がありますので、電力取合い点は未定とさせていただきます。
34	28	第2部 第1章	第3節	3.3	2)仮設事務所等 (1)工所用駐車場・資材置場等の確保	運営開始後も、メンテナンス工事時の駐車スペースとして、添付資料6の用地を一時的に借用することは可能でしょうか。	泉南市へは工事期間中のみの借用に応じていただいているため、供用開始後の恒常的使用については別途、泉南市との協議が必要です。
35	28	第2部 第1章	第3節	3.4	工事施工 (2)	「掘削工事にあたっては、ガス管・上下水道管・通信送電ケーブル等について工事着手前に十分な調査・確認を行い」とありますが、隣接工場への給水管約181m以外で、想定されている埋設管・ケーブル等を図示にてお示し頂きたくお願いします。 また、想定がなければ調査を含め、見積困難であるため、見積範囲外とさせて頂き、施工中に万一発見された場合は予期せぬ地中障害物として、費用や工程について別途協議の上、対応するものとさせて頂けないでしょうか。	【補足資料】で類似する資料を添付しますので、こちらをご確認ください。 なお、施工中に万一、想定できない地中障害物が発見された場合は、費用や工程について別途協議を行うこととします。
36	28	第2部 第1章	第3節	3.4	工事施工 (2)	「隣接工場への給水管の仮設配管、復旧配管の施工は給水管の管理者が実施する」とありますが、基本的には、焼却施設の新設工事工程を踏まえ、工事時期を調整させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	31	第2部 第1章	第5節	5.1	試運転	試運転時の売電収入は事業者には帰属するとして構いませんでしょうか。	事業者には帰属するものとします。
38	31	第2部 第1章	第5節	5.1	(1)試運転期間	「本施設の試運転の期間は、空運転、乾燥焚、負荷運転、性能試験を含めて180日以上とする」とありますが、弊社実績を基に事業者提案とさせて頂いていただけないでしょうか。	提案を可としますが、120日以上は確保してください。
39	31	第2部 第1章	第5節	5.3	試運転及び運転指導に係る 費用	焼却灰及び飛灰処理物の搬出先である大阪湾広域臨海環境整備センターでは、廃棄物埋立処分契約申込から審査を経て搬出可能となるまでに2～3週間を要します。 上記の期間のごみ及び焼却灰、飛灰処理物を全て施設内で貯留できるよう設計を行うことは事業費の大幅な悪化につながります。 そのため、廃棄物埋立処分契約申込後の審査期間中において、本施設と泉南清掃工場との間で搬入量の調整をさせていただけるという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、詳細は設計協議での協議事項とします。
40	31	第2部 第1章	第5節	5.3	試運転及び運転指導に係る 費用	本施設と泉南清掃工場との間での搬入量の調整をお認めいただけない場合、廃棄物埋立処分契約申込後の審査期間中の焼却灰及び飛灰処理物の保管を施設内で行うことができないため、審査期間中の焼却灰及び飛灰処理物について保管場所の確保または外部処分をお願いできないでしょうか。	No.39を参照してください。 ただし、現時点で外部処分等は考えていません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
41	36	第2部 第1章	第6節	6.2	性能試験の項目と方法(3) 9 煙突(排ガス流速、温度)	「(1)測定箇所:煙突上部」とありますが、誘引送風機出口煙道にて測定させていただくことは可能でしょうか?	要求水準書のとおりとします。
42	38	第2部 第1章	第6節	6.2	性能試験の項目と方法(5) 18 選別基準(鉄類(スチール))	(3)保証項目:純度(重量割合) [95]%以上とありますが、二軸低速回転式破砕機のみ破砕の場合(高速回転破砕機で破砕しない限り)、粗破砕となり機械特性上、純度回収率を95%満たすことは難しく、目標値とさせていただけないでしょうか。	提案を可としますが、可能な限り達成できるよう計画してください。
43	39	第2部 第1章	第7節	7.1	設計の契約不適合	「引渡し後10年間」とは、設計図書の引渡しから10年間との理解でよろしいでしょうか。	ここでいう引渡しは、要求水準書P46 第2部第1章第10節の正式引き渡しを指します。
44	47	第2部 第1章	第11節	-	予備品及び消耗品等	予備品・消耗品に関して、「数量・リスト表を作成し、承諾図書に添付すること。」とあります。予備品・消耗品は製作開始時は不要であるため、製作許可時ではなく納入前にまとめて提示する方針とし、承諾協議を効率的にさせていただきませんか?	提案を可とします。
45	50	第2部 第2章	第1節	1.3	1)施工方法 ③配管ダクト	配管ダクトの塗装施工方法において、「(据付後)」との表記がありますが、工期短縮に向けた合理的な施工に向けた工場製作とした部品については、その限りではないものと理解してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
46	51	第2部 第2章	第1節	1.4	配管 (3)	土被りは600mm以上(道路横断部1200mm以上)とご指定がございしますが、添付資料3地質調査報告書より表層盛土層の1m程度の浅い部分でも廃棄物の混入等があるため、掘削を最小限とすることが得策と考えます。国交省営繕部監修 工事監理指針や建築設備設計基準、内線規程、平成11年建設省道路局通達などから引用し、植栽や歩道部土被りは300mm以上とし、車道部は600mm以上かつ下層路盤下面から300mm以上としてもよろしいでしょうか。	設計協議での協議事項とします。
47	55	第2部 第2章	第2節	2.1	計量機 4)特記事項 (9)	「キャッシュレス決済の導入に関しては時期を含め本組合と協議を行うこと」とありますが、協議の結果キャッシュレス決済の導入が決まった際は、その導入費用について別途清算いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 また、キャッシュレス決済の手数料は貴組合が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	現時点では手数料の負担は未定です。そのため、キャッシュレス決済の手数料については、入札金額に含めないものとしてください。
48	56	第2部 第2章	第2節	2.1	・データ処理 (8)計量回数	本施設からの搬出車については1回計量でよろしいでしょうか。	搬出する車両は引取り先の状況により特定の車両のみではありませんので、2回計量を実施しております。 1回計量としているのは灰運搬車両のみです。
49	57	第2部 第2章	第2節	2.2 2.2.1	2Fプラットフォーム 5)特記事項 (13)	「監視室は2Fプラットフォーム全体を見渡す場所に設け、室内に給水、給湯設備、冷暖房設備、付近には便所を設けること。」とありますが、DBOの趣旨から設備については実績に基づいた事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
50	57, 59	第2部 第2章	第2節	2.2 2.2.1	2.2.1 2Fプラットフォーム (16)	「プラットフォーム内で常時作業を行う場合は、暑さ対策及び寒さ対策として局所冷暖房設備を設置する」とありますが、必要に応じて空冷服・水冷服・電熱服等の着用で代替することもよろしいでしょうか。 また、1Fプラットフォームも同様と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
51	58	第2部 第2章	第2節	2.2 2.2.2	1Fプラットフォーム 5)特記事項 (11)	1Fプラットフォームでは常時一般持ち込み車の対応を実施しているため、プラットフォーム監視室にて作業することはほぼなく、監視室は休憩時に使用します。狭隘な敷地を有効活用するために、1Fにプラットフォーム監視室は設置せず、休憩時は2Fプラットフォームにある監視室を使用する運用として構いませんでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
52	60	第2部 第2章	第2節		ごみ投入扉 3)数量 (1)ごみ投入用	ごみ投入扉がダンピングボックスとは別に4門のご指定ですが、ごみ投入扉3門、ダンピングボックス1門とさせていただけないでしょうか。「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版」では104t/日の処理規模は3門とされており、今回は一般持込が1階で受入のため渋滞の懸念も少ないと考えています。	提案を可とします。
53	61	第2部 第2章	第2節	2.2 2.2.5	ごみ投入扉 4)主要項目 (6)操作方式	操作方式に「自動、遠隔手動、現場手動」とありますが、遠隔手動操作は機器周囲の安全確認ができず危険なため、「自動、現場手動」とする提案を認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。ただし、ごみクレーン操作室からの開操作禁止操作は行えるようにしてください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
54	62	第2部 第2章	第2節	2.2 2.2.5	ごみ投入扉 7)特記事項 (18)	「ごみ投入扉付近に補助投入口を設けること。」とありますが、ダンプボックスを使用することにより少量のごみを安全にピットに投入することが可能であることから、補助投入口の有無は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
55	62	第2部 第2章	第2節	2.2 2.2.6	ダンプボックス 4)特記事項 (8)	「最大の搬入車両（4tパッカー車）が搬入する程度を見込むこと」とありますが、2.2.5および添付資料4から最大の搬入車両は3.5tパッカー車と見受けられます。3.5tパッカー車程度を見込むことでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
56	64	第2部 第2章	第2節	2.2 2.2.7	ごみピット 5)特記事項 (13)	本工事は工程の制約および狭隘な敷地のため、平面方向・深さ方向に著しい制限がございます。受入れピット容量が過剰な場合、貯留ピットおよび炉室（プラント機器）スペースが圧迫され、ごみ搬入管理性の低下やプラントのメンテナンス性の悪化に繋がります。繁忙期においても滞りなく受入れ可能なよう、ピット容量の確保や、設計・運営の対策を実施しますので、受け入れピット容量に関しては事業者提案とさせていただきませんでしょうか。	No.57の回答を参照してください。
57	64	第2部 第2章	第2節	2.2 2.2.7	ごみピット 5)特記事項 (13)	受入ピット容量は2日分以上（もしくは繁忙期の最大1日分以上）」と記載があります。「2日分の計画ごみ量」の前提は、以下でよろしいでしょうか。 2日分計画ごみ量：{30,129t/年（年間計画ごみ量（焼却））－415t/年（災害ごみ）－51t/年（資源化施設返送分）}÷365日/年×2日 →(30,129-415-51)÷365×2≒163トン また、繁忙期の最大1日分についてわかる資料をご教示願います。	・前段は、次のとおりです。 2日分：104t/日×2日÷0.13t/m ³ ≒1,600m ³ 以上 ・「資源化施設返送分」は「資源化後可燃残渣」と同様に計画ごみに含みます。 ・後段の繁忙期の最大1日分は、令和5年度実績の日別可燃ごみ実績【補足資料】をご確認ください。
58	66	第2部 第2章	第2節	2.2 2.2.8	ごみクレーン 4)特記事項 (5)	走行レールに沿って設ける安全通路について幅600mm以上とありますが、クレーン等安全規則での規定と同様とし、柱に接する部分については幅400mm以上とすることができるとの理解でよろしいでしょうか。また、灰クレーンも同様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	66	第2部 第2章	第2節	2.2 2.2.8	ごみクレーン 4)特記事項 (13)	「投入ホッパのブリッジ除去装置は、ごみクレーン操作室と中央制御室から遠方操作できるようにすること。」とありますが、ごみクレーン操作室と中央制御室が同室の場合、どちらか一方から遠隔操作可能としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
60	66	第2部 第2章	第2節	2.2 2.2.8	ごみクレーン 4)特記事項 (20)	ごみピット転落者救出装置について、運転員による転落者の救出は二次災害につながる恐れがあるため、ごみピット転落事故発生時は消防による救助を前提とし、設置しないものとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
61	66	第2部 第2章	第2節	2.2 2.2.8	ごみクレーン 4)特記事項 (21)	「クレーン制御は電力回生できるようにすること」と記載がありますが、本施設規模を考慮すると回生電力はごくわずかであり、機器点数増加によるLCC悪化に繋がります。プラント機器の消費電力削減対策は全体最適化を図りますので、電力回生の採否については事業者提案とさせていただきますでしょうか。	提案を可とします。
62	70	第2部 第2章	第2節	2.3 2.3.1	二軸低速回転式破砕機 3)主要項目 (2)	破砕機に投入するごみの最大長手寸法について、貴組合のHPを拝見すると、可燃ごみは長手1.0m以下とするよう記載がございます。本事業においても、最大長手寸法は1.0mと考えてよろしいでしょうか。	家具類（ダンス、ソファ等）は1.8mまでとしておりますので、こちらのご認識をお願いします。
63	72	第2部 第2章	第3節	3.1	ごみ投入ホッパ	「交換可能な板あてを施す」と記載ありますが、底面を十分に厚肉化することで板当てせず耐久させる設計としてもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、板当てしない場合は底面を15mm以上としてください。
64	72	第2部 第2章	第3節	3.1	ごみ投入ホッパ 3)主要項目 (1)	ごみ比重が0.13t/m ³ となっておりますが、2段ピット採用の場合、貯留ピットの比重が0.3t/m ³ であることから0.3t/m ³ としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
65	74	第2部 第2章	第3節	3.3 3.3.1	燃焼装置 4)主要項目 (3)	「油圧駆動装置は独立した部屋に収容すること」とありますが、敷地境界及び労働環境における騒音へ配慮を前提に、独立した部屋への収納の採否は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
66	80	第2部 第2章	第4節	4.1 4.1.1	ボイラ本体 5)特記事項 (3)	「焼却炉の側壁、天井等にボイラ水管を配置」と記載ありますが、合理的な設計を行うため、ボイラ水管の配置計画については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
67	85	第2部 第2章	第3節	4.3	ボイラ給水ポンプ 4)特記事項 (7)	「復水タンクからも直接給水できるラインを設けること」とありますが、本方式では1炉運転中に他方の炉に水張りすることができないため運転炉数に関わらず水張りができる純水移送ポンプによる水張り方式を代替手段としてご提案させて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
68	87	第2部 第2章	第4節	4.7 4.7.1	連続ブロー装置 4)特記事項 (2)	「缶水の導電率・pH値が最適値となるよう、ブロー量を自動調整できるようにする。」と記載がありますが、ボイラブロー量およびボイラ薬剤注入量については、定期的実施する水質分析結果に則り、現場手動にて調整する事業者提案をお認め頂けませんでしょうか。	提案を可とします。
69	97	第2部 第2章	第5節	5.2	ろ過式集じん器 4)付帯機器 (3)	付帯機器で出入口ダンパとのご指定ですが、炉内やろ過式集じん器のメンテナンスに問題ないことを前提に事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
70	98	第2部 第2章	第5節	5.2	ろ過式集じん器 5)特記事項 (6)	「ろ布取り替え時のスペースを十分確保し、飛散防止対策を行うこと。また、補助装置を設けること」とありますが、ろ布交換が補助装置なしで行える場合、補助装置の設置有無は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
71	107	第2部 第2章	第5節	6.1 6.1.4	タービンバイパス装置 (7)付帯機器 ④安全弁	「(3)振動対策及び安全弁の設置を計画すること。」と記載がありますが、大気開放の方式はラプチャーディスク式とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
72	115	第2部 第2章	第7節	7.6	誘引送風機 4)特記事項 (1)	「防音処理した専用室内に」とありますが、適切な防音・振動対策を行い敷地境界での騒音値を遵守することを前提に炉室等に配置する提案を認めて頂けませんでしょうか。	作業環境の悪化への配慮（機側1mにおける騒音が80dB以下）、敷地境界での各種基準を遵守することを前提に提案を可とします。
73	115	第2部 第2章	第7節	7.7	煙道 5)特記事項 (6)	「保温の外装板及びエキスパンション、防護板等は SUS製とすること。」と記載ありますが、50項第2章1.2保温及び防露には「煙道はカラー鉄板（屋内）又はステンレス鋼板（屋外）」と記載があります。後者の記載が正との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	116	第2部 第2章	第7節	7.9	煙突 3)主要項目 (8)	「①内筒材質SUS316」とありますが、弊社実績多数の耐硫酸露点腐食鋼の採用をご了解頂けないでしょうか？	要求水準書のとおりとします。
75	117	第2部 第2章	第7節	7.9	煙突 4)特記事項 (6)	「最頂部まで昇れるよう、階段を設置すること。」とありますが、階段による昇降とする場合、塔屋を必要とし煙突高さ59mを越えてしまいます。最頂部直近の床までの昇降を階段とし、最頂部の床～最頂部までのアクセスは梯子とさせていただきませんか？	提案を可とします。
76	119	第2部 第2章	第8節	8.2	灰押出装置 8)特記事項 (10)	「水槽下部には電動弁を設置」と記載ありますが、灰押出装置の水抜き頻度は年数回と少ないため、弁の固着等によりメンテナンス性が損なわれる懸念があります。容易に排水できることを条件とし、電動弁による水抜き以外の方式をご提案することは可能でしょうか。	安全性の担保を前提に提案を可とします。
77	124	第2部 第2章	第8節	8.9	灰クレーン 4)特記事項 (15)	「クレーン点検整備のためにバケット置き場と安全通路との往来階段を設けること。」とありますが、点検整備に支障をきたさないことを条件に往来階段の設置の有無は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
78	126	第2部 第2章	第8節	8.11	飛灰貯留槽 6)特記事項 (5)	「将来、セメント原料化等資源化への変更を考慮した設備、機器配置とすること。」とあります。本敷地は非常に狭隘であるため、乾灰搬出スペースを確保する場合、工場棟建築面積を増加せざるを得ず、収集車および一般持ち込み車が安全に通行できません。加湿処理した飛灰も資源化可能であり、資源化実施工場も多数ありますので、キレートを添加せず加湿のみ行うことを想定させていただきませんか？	提案を可とします。 なお、セメント原料化等資源化へ変更することになった場合の費用負担については、その時点で協議を行うこととします。
79	131	第2部 第2章	第9節	9.6	ポンプ類仕様	プラント用水揚水ポンプなど揚水ポンプの容量について、「時間最大使用量の〔150〕%以上」とありますが、CO2削減および売電最大を目的とした消費電力低減のために、必要な能力を確保することを条件として、ボイラ給水ポンプ等と同様、揚水ポンプの余裕率を時間最大使用量の120%として計画することを認めて頂けないでしょうか。	提案を可とします。
80	134	第2部 第2章	第10節	10.2	プラント系排水処理設備 4)プラント系排水処理設備 仕様リスト (2)ポンプ・ブロワ類	「交互運転」とありますが、水中ポンプについては、予備機を倉庫に保管し、故障時に交換作業を実施する方針とさせていただけないでしょうか。ポンプはガイドレールを設けて、水槽の水抜き無しで交換できるタイプとします。	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
81	136	第2部 第2章	第11節	11.1 11.1.1	概要 1)	「余剰電力の売電収入は本組合に帰属する。」とありますが、運営事業者の努力により計画以上に売電量が增加した場合のインセンティブの有無をご教示ください。インセンティブがある場合は、各々の適用条件をご教示ください。	インセンティブを設けることは考えておりません。
82	138	第2部 第2章	第11節	11.2	電気方式	隣接した既設工場は高圧受電と見受けられ、本施設の売電収入最大化のため、特別高圧受電を新たに引き込まれる計画と推察します。しかしながら、本施設の処理規模や、将来予測される人口減少および廃棄物発電の逆潮制御の可能性を考慮すると、特別高圧受電は過剰と考えます。 関西電力送配電（株）との接続検討に係る協議結果により、貴組合の工事負担金や運営期間中の売電収入、および将来の基幹改良工事の計画等を踏まえ、交付金要件を満足する発電効率を確保できることに加えて、総合的に高圧受電の方が貴組合にとってLCCが有利な場合、発電機容量等に制約が生じた場合においても、高圧受電とすることをお認め頂けませんか。	提案を可とします。
83	138	第2部 第2章	第11節	11.4 11.4.1	蒸気タービン発電機連絡盤 3)主要機器	計器用変流器の記載がありますが、蒸気タービン発電機盤に同様の機能を持たせるようにしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
84	139	第2部 第2章	第11節	11.4 11.4.2	非常用発電機連絡盤 3)主要機器	計器用変流器の記載がありますが、非常用発電機盤に同様の機能を持たせるようにしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
85	139	第2部 第2章	第11節	11.4 11.4.3	高圧配電盤 4)盤構成	進相コンデンサ主幹盤とありますが、進相コンデンサ盤を高圧配電盤と同一並びの列盤として高圧母線に直接接続することにより、主幹盤を設置しなくてもメンテナンス上は問題ないと考えますので、設置しない構成とさせていただいてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
86	142	第2部 第2章	第11節	11.6 11.6.1	低圧動力制御盤 4)主要機器	ON・OFF押釦スイッチとありますが、電気室に設置する低圧動力制御盤には運用上必要ないと考えますので、機器を操作する現場操作盤に設置することでよろしいでしょうか。	提案を可とします。
87	142	第2部 第2章	第11節	11.6 11.6.1	低圧動力制御盤 4)主要機器	現場操作盤と同様に電流計は必要機器のみの設置とさせていただいてよろしいでしょうか。 また、現場制御盤についても同様に考えてよろしいでしょうか。	設計協議での協議事項とします。
88	146	第2部 第2章	第11節	11.7 11.7.1	非常用発電設備 4)(3)主要機器	非常用発電機に自動力率調整装置機能が必要ない場合は、自動力率調整装置は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	154	第2部 第2章	第12節	12.3 12.3.1	中央制御室 1)プラント系 (2)オペレーターズコンソール ③主要項目	ハードディスク[RAID1]、二重化ボードとありますが、監視制御システムにクライアントサーバー方式を採用する場合、データ類をオペレーターズコンソールに置かず、サーバー側(二重化+RAID1)に保存するシステムとなるため、ハードディスクはRAID0、二重化ボードを設置せず、オペレーターズコンソールを複数台設置して冗長化を行うシステム構成としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
90	155	第2部 第2章	第12節	12.3 12.3.2	周辺機器 2)帳票レーザープリンタ 3)カラーレーザープリンタ	各種プリンタは兼用とし、機能統合させていただいてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
91	156	第2部 第2章	第12節	12.4	1)カメラ及びモニター (2)カメラ設置場所	雨水対策としてワイパー不要な親水コーティング型カメラ等の選定とさせていただいてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
92	157	第2部 第2章	第12節	12.4	1)カメラ及びモニター (2)カメラ設置場所	中央制御室のモニタのサイズ・台数については、運転監視上最適を思われる仕様にて事業者にて提案してもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、詳細は設計協議での協議事項とします。
93	157	第2部 第2章	第12節	12.4	1)カメラ及びモニター (2)カメラ設置場所	ごみクレーン、灰クレーン操作盤のモニタは各2とありますが、灰クレーン操作盤が1台になる場合は、モニタも1台とさせていただいてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
94	157	第2部 第2章	第12節	12.5 12.5.1	気象 4)データログ	データログの記載がありますが、中央制御室の中央監視装置にデータを送信してデータを記録するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	158	第2部 第2章	第12節	12.5 12.5.2	排ガス分析装置 1)SOx, NOx, CO, CO2, O2分析装置 (7)特記事項②	測定レンジは測定誤差を小さくするため、運転監視上最適なレンジ(0~200ppm程度)とさせていただいてよろしいでしょうか。	提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
96	158	第2部 第2章	第12節	12.5 12.5.2	排ガス分析装置 2)塩化水素濃度計 (5)試薬	塩化水素濃度計にイオン電極式を採用する場合に試薬が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	158	第2部 第2章	第12節	12.5 12.5.2	2)ばいじん計 (5)計装用エア	光散乱方式など計装エアが必要な場合に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	158	第2部 第2章	第12節	12.5 12.5.3	環境測定表示盤 3)項目	項目について、ダイオキシン類、水銀とありますが、連続測定項目でない項目の表示は、定期的な分析値を表示可能なようにするという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	160	第2部 第2章	第13節	13.1 13.1.1	燃料タンク 1)形式	燃料タンクの形式に関して地下式のご指定ですが、メンテナンス性に優れた地上式の採用をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
100	163	第2部 第2章	第13節	13.5 13.5.4	公害ほかモニタリング装置 4)特記事項(1)	屋内設置として提案する場合、環境測定表示盤と統合させて頂いてよろしいでしょうか。	本モニタリング装置は一般市民向けを想定しておりますので、屋外設置としてください。
101	166	第2部 第3章	第1節	1.1	3)仮設計画 (1)仮囲い	添付資料5において「解体工事時に使用する仮設材(仮囲い)は、別に組合が計画する次期清掃工場の建設工事まで養生する予定のため残置する」とありますが、残置された仮囲いは事業者にて処分するものと考えてよろしいでしょうか。返却する場合は、費用算出のため返却場所をご指定いただけないでしょうか。	事業者にて処分してもらいますので、建設工事で流用していただいても結構です。組合に返却する場合は、鉄のスクラップとして売却しますので、敷地内の範囲で指定します。
102	167	第2部 第3章	第1節	1.2	2)車両動線計画 (4)	次期ごみ処理施設の工事範囲は非常に狭隘であり、運営事業者・メンテナンス業者用の駐車台数を満足できません。工事範囲内なるべく駐車場を設置いたしますが、事業用地内に将来建設する駐車場を使わせていただけませんか。	提案を可とします。
103	174	第2部 第3章	第2節	2.1 2.1.2	工場棟平面計画 9)中央制御室 (5)	「中央制御室に併設して便所(大1小1洗面台1個)及び湯沸室を設けること」とありますが、運用上支障のない場合、中央制御室への湯沸室の併設ではなく、中央制御室に電気ポットと小型冷蔵庫等を備えることとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
104	175	第2部 第3章	第2節	2.1 2.1.2	工場棟平面計画 12)見学者通路・ホール (2)	「見学者通路の有効幅員は[2.5m]以上とすること」とありますが、建物をコンパクトにし狭小敷地を有効活用するため、見学者通路の概ね全ての経路で有効幅員2.5m以上を確保するものとし、建物の柱型の部分など局所的に2.5mを下回ることをお認め頂けないでしょうか。なお、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例等での廊下幅は1.2m、車いすの回転のための幅は1.5mとされており、十分な幅は確保できます。	提案を可とします。
105	175	第2部 第3章	第2節	2.1 2.1.2	工場棟平面計画 13)その他関係諸室 (1)	「倉庫は、目的別に必要な面積で各階に設けること。」とありますが、目的に応じて、必要な階に適切な面積で設けると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
106	176	第2部 第3章	第2節	2.1 2.1.2	工場棟平面計画 13)その他関係諸室 (6)	「その他仮眠室、点検整備関連業者控室などを適切に配置すること」とありますが、これらの室はその他の部屋の例としてのご提示であり、事業者の提案する運営計画、不要な場合、省略もしくは他室と兼用するものとしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
107	177	第2部 第3章	第2節	2.1 2.1.3	管理部門平面計画 3)運転員関係諸室 (1)事務室、控室、食堂	「②食堂は控室に近接して設け」、「③休憩室は和室[]畳程度の余裕のある広さとし、押入れ・板畳等を設けること」とありますが、事業者の提案する運営計画、不要な場合、省略もしくは他室と兼用するものとしてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
108	177	第2部 第3章	第2節	2.1 2.1.3	管理部門平面計画 3)運転員関係諸室 (2)更衣室、浴室・脱衣室、洗濯室、乾燥室	「②浴室・脱衣室は男女別に設けること」、「③浴槽は一度に[]名程度が入浴でき、洗い場は[]名程度が同時に利用できる余裕のある広さで計画すること。なお、災害発生時は緊急的に地元住民に開放する場合もある」とありますが、シャワーのみの方が災害発生時にも開放しやすく、通常時も湯の入替等が不要で使い勝手が良いと考えるため、浴槽の設置を省略し、ユニットシャワー室を複数設置することを提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
109	177	第2部 第3章	第2節	2.1 2.1.5	計量棟 (1)	「収集車両、市民持ち込み等、直接搬入車両は、2回計量とするため、」とありますが、要求水準書p56, 2.1(8)にて、「原則、事業系収集車両2回計量、市民持ち込み等（直接搬入）車両 2回計量とする」と記載があるため、収集車両のうち、事業系収集車が2回計量であり、直営の収集車は1回計量と理解してよろしいでしょうか。 また、新リサイクル施設に関しても、同様と考えてよろしいでしょうか。	直営の収集車両においても、既存施設において、1回計量の少量の搬入車両の場合マイナスとなる事例があったことから現在は2回計量としておりますので、原則、2回計量とします。 1回計量は灰運搬車両のみとしておりますが、今後、事業提案により灰を資源化する場合の車両が特定のものではない場合、2回計量していただくものとの認識です。
110	180	第2部 第3章	第2節	2.2 2.2.4	一般構造 1) 屋根 (1)	「プラットホームの屋根はトップライトより自然光を有効に取り入れること。」とありますが、上階に諸室を配置する場合はトップライトではなく窓から自然光を有効に取り入れることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	181	第2部 第3章	第2節	2.2 2.2.4	一般構造 5) 建具 (5)	「重量シャッターは[ステンレス製]とし、」とありますが、P182にて外部に面する扉は「ステンレス製またはスチール製（DP塗装）」とされていることから、重量シャッターについても扉と同様にスチール製（DP塗装）をご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
112	185	第2部 第3章	第3節	3.1	構内道路工事 2) 構造 (1) 巾員	主要動線とは対面通行を指し、対面通行部は6m以上（1車線の巾員は3m以上）、一方通行部は4m以上との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、各種基準を満たすように計画してください。
113	186	第2部 第3章	第3節	3.2	駐車場工事 5) 必要台数 (1) 工場棟	駐車台数として①職員用[20]台、②大型バス[2]台、③一般来場者用[20]台（内車椅子使用者用2台）とありますが、今回の建設用地内に、②大型バス駐車場を配置することは困難で、また、①職員用③一般来場者用も記載の台数を確保することが困難です。 ①職員用と③一般来場者用を極力確保することとしてご提案してよろしいでしょうか。	②の大型バスの設置については第3ステージまでに確保することを予定しておりますが、それまでの間で小学生の見学者が利用することを前提としておりますので、少なくとも一時的（バスの乗降）なスペースは確保してください。
114	186	第2部 第3章	第3節	3.4 3.4.1	門 1) 計画	門は「敷地出入口に設置する」とありますが、敷地東側の既存門扉（泉南市清掃課敷地等との共用門扉）は既存を流用するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
115	186	第2部 第3章	第3節	3.4 3.4.2	門扉 1) 構造	門扉について「アルミ製横引き（通用門付）」とありますが、敷地南東に新設する施設への搬入車両出入口部分は、敷地高低差と隣地との関係から通用門付の門とすることが困難です。軽量のアルミ製門扉であり、運用上、大きな支障はないと考えるため、通用門付ではないアルミ門扉とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
116	188	第2部 第3章	第4節	4.1 4.1.1	給水設備工事 3) 給水の用途	表に「雨水ろ過水」とありますが、P5のユーティリティ条件で用水は生活用水、プラント用水ともに「上水」とされていることから、雨水ろ過水の採用採否は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	188	第2部 第3章	第4節	4.1 4.1.1	給水設備工事 3) 給水の用途	「上水は、敷地内に引込済みの給水圧送管（キャップ止め）から場内の第1受水槽へ接続し、飲料用受水槽に貯留したものを使用すること」とありますが、給水圧送管以降の水槽設置については、LCC低減を目的に事業者提案とさせて頂いていただけませんか。	水道法に抵触しないのであれば、提案を可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
118	189	第2部 第3章	第4節	4.1 4.1.4	防災設備工事	添付資料1の下図の記号Fより、都市計画・開発計画によって求められる消防水利のための水道消火栓が敷地東側門扉付近と既存温水プール棟北西の植栽内に設置されているものと考えますが、この2基の消火栓により本施設に必要な消防水利の基準を満たしているものと考え、新たに消防水利としての防火水槽や水道消火栓を増設する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。事業者の計画からは判断出来ない事項であるため、ご教示ください。	既存温水プール棟北西の植栽内に設置されているものはプール水を水源としておりましたので、消防へは使用できないものと報告しております。（新炉建設時に撤去する。） その他確認結果について次をご参考ください。 あわせて、【補足資料】をご確認ください。 【確認結果】 ・泉州南消防組合消防水利設置基準に基づき、「消火栓」、「防火水槽」及び「消防活動空地」等を設置することになる。 ・「消火栓」、「防火水槽」の設置は別として考えること。 ・「防火水槽」の設置は開発面積5,000㎡以上の場合1基以上、10,000㎡を超えるときは、10,000㎡ごとに1基を基準として設置が必要。 ・既存の消火栓より水平距離100m包含より外れる場合に設置が必要。 ・今回、建設用地は約0.9haのため、少なくとも、「消火栓」は1基、「防火水槽」は1基必要である。 ・事業用地が2.34haとなるため、本工事で不足する分は、第2、第3ステージで設置することを消防との協議等で確約しておく必要がある。 ・建物内に設置する「屋内消火栓」用の水槽は防火水槽に含まない。 ・消防用空地関係で、道路のすみ切りや渡り廊下等の高さ（4m以上）の指定があるので留意すること。 ・その他、防火水槽等、標識の指定もあるので留意すること。
119	192	第2部 第3章	第4節	4.3	昇降機設備工事	人荷用15人乗、乗用兼車いす用15人乗との記載があり、5) 設計基準に「かごにトランク付、車椅子仕様付、視覚障害者仕様付」とありますが、プラント機械室側に配置する人荷用にこれらの機能が必要とは考えにくいので、乗用兼車いす用に求められる機能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	200	第2部 第3章	第5節	5.4 5.4.7	自動火災報知設備	受信機および副受信機形式について「GR型+液晶パネル」となっていますが、新設建屋規模がR型を必要とするほど大きくないため、より経済的なP型1級としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
121	213	第3部 第2章	第1節	1.1	受付管理 (3)	「構成市民の搬入に際しては、本組合の規定に即した料金徴収を代行するものとする。なお、処理使用料は、本組合の収入とする。」とありますが、処理手数料の取扱いについて、回収後貴組合へ手渡し、または金融機関での振込か、どちらを想定されているかご教示ください。	現時点では、本組合への手渡しを想定しています。
122	213	第3部 第2章	第1節	1.1	受付管理 (3)	「構成市民の搬入に際しては、本組合の規定に即した料金徴収を代行するものとする。なお、処理使用料は、本組合の収入とする。」とありますが、釣り銭の用意は、貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	釣り銭は運営事業者が用意してください。
123	213	第3部 第2章	第1節	1.1	受付管理 (3)	「構成市民の搬入に際しては、本組合の規定に即した料金徴収を代行するものとする」とありますが、不燃物処理資源化施設および新リサイクル施設の料金徴収は貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	不燃物処理資源化施設（新リサイクル施設含む）に搬入されるごみについても、本建設工事で設置する計量器を使用しますので事業者とさせていただきます。なお、既存清掃工場の計量器で計量するのは組合所掌とお考え下さい。
124	213	第3部 第2章	第1節	1.2	受入時間	種別の「ごみ収集車両」とは、添付資料4の「直営（家庭系可燃ごみ）」と「許可（事業系可燃ごみ）」の総称であり、「直接搬入車両」とは「持込み（可燃ごみ）」を指すと考えてよろしいでしょうか。 また、P12 2.4 1) (1)記載の「事業系可燃ごみの収集・運搬業者」とは、添付資料4の「許可（事業系可燃ごみ）」を指すと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
125	214	第3部 第2章	第2節	2.2	搬入管理 (5)	「本組合は、不定期に搬入車両に対して、プラットホーム内のダンピングボックスにて展開検査を行う。運営事業者は、本組合が実施する展開検査に協力すること。」とありますが、貴組合が想定している年間もしくは月間の検査頻度および1回当たりの検査台数をご教示ください。	既存施設において、定期的な展開検査を実施しておりませんので未定です。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
126	217	第3部 第2章	第2節	2.9	本施設の運転に係る計測管理項目	「再利用水」の計測頻度は「各種法及び条例で定める項目及び頻度」とありますが、泉南市下水道条例等では測定項目・頻度の記載が無いので、事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
127	224	第3部 第2章	第5節	5.2	電力の取り扱い (2)	「電力に係る契約については、買電に係る契約の契約者は事業者、売電に係る契約の契約者は本組合とする」とありますが、売電に必要なアンシラリー料金については貴組合にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	実施方針の質疑では事業者負担とご回答しましたが、組合負担とさせていただきます。 ただし、No.37において、試運転中の売電収入は事業者に帰属としておりますので、試運転中のアンシラリー料金は事業者負担とします。
128	228	第3部 第2章	第8節	8.2	清掃・植栽管理業務	「敷地内の植栽管理は事業者の業務範囲とする。」とありますが、業務範囲は入札説明書「別紙1 敷地範囲及び工事範囲」に示された工事範囲と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
129	229	第3部 第2章	第8節	8.6	施設見学者対応	「また、運営事業者は本施設の見学の申込受付及び日程調整を行うこと。」とありますが、見学の対象者は、事前予約者のみであり、事前予約なしの自由見学者対応はないものと理解してよろしいでしょうか。	現時点では、想定しておりません
130	229	第3部 第2章	第8節	8.6	施設見学者対応	「また、運営事業者は本施設の見学の申込受付及び日程調整を行うこと。」とありますが、予約方法は事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	提案を可能とします。
131	229	第3部 第2章	第8節	8.6	施設見学者対応	見学者の受入日は年末年始等・お盆を除く平日、および受入時間はごみの受入と同様に午前8時30分から16時までと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
132	229	第3部 第2章	第8節	8.6	施設見学者対応	個人見学者、団体見学者それぞれの人数、見学回数、1回あたりの平均人数、最大人数等がわかる実績をご提示願います。	【補足資料】をご確認ください。
133	229	第3部 第2章	第8節	8.6	施設見学者対応	「行政視察及び事前に予約された団体見学等については、本組合が対応する。ただし、運営事業者は本組合の要請に応じ、積極的に支援すること。」とありますが、運営事業者の主な支援内容は、見学前の準備と見学後の片付け程度と理解してよろしいでしょうか。	施設内説明及び随行も含まれます。 組合対応は、挨拶及び行政質問の対応を予定しておりますので、設備の専門的知識を有する質問や、現場状況の詳細な質問対応は事業者にご支援いただくよう考えております。
134	-	添付資料1	-	-	建設予定地配置計画（案）	施設への搬入車両出入口や見学者車両出入口部等、既存擁壁の改造工事を要するものとするため、既存擁壁の構造・寸法・形状等のわかる資料をご提供いただけないでしょうか。	敷地東面擁壁以外の資料はありません。 その他【補足資料】をご確認ください。
135	-	添付資料1	-	-	建設予定地配置計画（案）	ご指定いただいている「施設への搬入車両出入口」と公道の間（工事範囲外）に電力会社所有の電柱がございますが、本施設の土木建築工事着工までに、組合様にて移設いただけると理解してよろしいでしょうか。	電力側との調整が必要なため、時期等については確約できませんが、お見込みのとおりです。
136	-	添付資料1	-	-	建設予定地配置計画（案）	管理棟予定地の西側の道路を可能な限り広く確保するため、既設焼却工場との間にある約1m幅の植栽を撤去し、道路として使用する計画をご提案してもよろしいでしょうか。また、この植栽部分に埋設配管等がある場合、影響を確認したいため、埋設されている配管の位置、種類、本数等の資料をご提供いただけないでしょうか。	提案を可能とします。 その他【補足資料】をご確認ください。
137	-	添付資料1	-	-	建設予定地配置計画（案）	敷地境界の際に建物を建てるため、本図に示される管理棟部の工事を行う際、泉南市清掃課殿の敷地境界部を越境して0.5m～1m程度越境した位置に仮囲いを設置し、足場を構築させて頂くことは可能でしょうか。	ご要望の境界は阪南市資源対策課 様との境界です。 なお、ご要望について確認したところ、次の2点、条件付きで了承がありましたのでご確認ください。 ①. 足場設置については特に問題ないと考えますが、3.5 トン車などの大型塵芥車が往来するため、通路側へのみ出しを最小限に留めてください。 ②. 足場の設置により、交差点での見通しが現状より悪くなると考えられます。そのため、交差点付近に左右確認用ミラーの設置をお願いします。
138	-	添付資料1	-	-	建設予定地配置計画（案）	建設用地のcadデータがございましたら、ご提示いただけませんか。	本事業にかかる測量業務委託の成果品について【補足資料】をご確認ください。 また、粗大ごみ選別ストックヤードの建設工事については【補足資料：要求水準書関係No36】をご確認ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
139	-	添付資料4	-	-	搬入出車両台数等	車両動線計画のため、3.5tパッカー車（搬入車両最大）および焼却残渣搬出用の天蓋付き10tダンプ車（搬出車両最大）の車両情報（寸法、最小回転半径等）をご提示いただけませんか。	先方の車両の調達で確定はできませんので、一般的なもので想定してください。 現状については【補足資料】をご参考ください。
140	-	添付資料4	-	-	搬入出車両台数等	ストックヤード貯留量計画のため、資源化物の搬出量について品目（金属、スプリング、自転車、小型家電、蛍光灯等）ごとにご教示願います。 また併せて、資源化物の搬出車両の想定がございましたら、品目ごとに、車両情報（車種、寸法等）をご教示いただけますと幸いです。	搬出状況により区々ですが、金属類の搬出の最大は10 t ユニック車です。 蛍光灯は、一般的な専用コンテナに収め、まとめて搬出しております。 小型家電は、4 t バックカンを設置し脱着式コンテナ方式を採用しております。 その他、搬出量等は【補足資料】をご参考ください。
141	-	添付資料4	-	-	搬入出車両台数等	受入れ業務の業務負荷を検討するために、1年分程度の計量棟搬入データ（品目、重量が分かるもの）をご提示いただけませんか。 難しい場合は、平常時および繁忙期における、過去3年間分程度の日別搬入量、日別搬入台数、時間あたりの搬入量、搬入台数をご教示いただけませんか。	令和5年度実績の品種ごとの計量データを、個人情報部分を加工し【補足資料】で添付させていただきます。
142	-	添付資料5	-	-	温水プール解体関係資料 ●その他	P1●その他に「解体工事時に使用する仮設材（仮囲い）は、別に組合が計画する次期清掃工場の建設工事まで養生する予定のため残置する」とありますが、この仮囲いの撤去は事業者の工事範囲ではないものと考えてよろしいでしょうか。	No. 101の回答をご参照ください。
143	-	添付資料8	-	-	工事車両動線	「工事車両は出入口No. 2からの進入・退出をし」とありますが、出入口No. 2は工事車両専用とし、既存施設の操業車両は通行止めできると考えてよろしいでしょうか。もしくはNo. 2は工事車両と既存施設の操業車両と兼用で使用し、添付資料1に示される新設の「施設への搬入車両出入口」を構築後はこちらを工事車両の主動線とするのでしょうか。ご教示ください。	後者でのご認識をお願いします。
144	-	添付資料8	-	-	工事車両動線	No. 2出入口を既存施設の車両と兼用で使用する場合においても、擁壁や各種引込配管の施工時、渡り廊下の施工時等、工事上やむを得ない時期については、通行止めとさせて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	清掃庁舎の出入り及び不燃物処理資源化施設の出入りがあるため、平日の完全通行止めは不可です。

3 落札者決定基準に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1							落札者決定基準に対する質問はありませんでした。

4 様式集に対する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	第3号	-	-	-	-	参加表明書	様式第3号に限らず、参加申請書類にグループ名を記載する際の質問です。 グループ名は「〇〇（代表企業名）グループ」という表記でよろしいでしょうか。	グループ名は、入札参加者自身で設定するグループ名であり、本組合から通知する受付グループ名とは異なります。そのため、「〇〇（代表企業名）グループ」でも問題ありません。
2	第5号					予定する建設事業者の構成	「共同企業体の名称」との記載がありますが、入札参加者の任意で名称を記載してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	第5号					予定する建設事業者の構成	※3の場合の体制図は建設事業者となる企業全てを含んだ1種でよろしいでしょうか？	各企業、共同企業体の位置付け、関わりが確認できる体制図を提出してください。
4	第6号	6				添付書類	構成員及び協力企業に共同企業体がある場合、構成員および協力企業について必要な書類は、共同企業体に参加する全ての企業について提出が必要でしょうか？	お見込みのとおりです。
5	様式第6号 [2/5]	-	-	-	-	納税証明書	提出する納税証明書は、納税証明書その3の3、法人都道府県民税、法人事業税、法人市町村民税の4つでよろしいでしょうか。 また、本店所在地と様式第3号、第4号等に記載する住所が異なる場合、法人都道府県民税・法人事業税（都道府県）、法人市町村民税（市）は、様式第3号、第4号等に記載する代表企業の所在地（支店）でよろしいでしょうか。	全てお見込みのとおりです。
6	第6号 [2/5]					会社概要	会社概要は会社パンフレットや会社カタログを提出すればよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	第6号 [2/5]					法人登記簿謄本	現在事項全部証明書を提出すればよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	第9号-1 第9号-2 第9号-3	-	-	-	-	各業務を担当する者の要件を証明する書類	実績を証明する書類として契約書の写し・コリンズの登録内容確認書の写し・パンフレットの写しを提出する場合は、発注者・契約者・日付・金額・工期等が記載されている部分を抜粋して添付することで足りるものと理解してよろしいでしょうか。その他様式においても、同様の記載がある場合には同じく該当ページのみを提出することでお認め頂けないでしょうか。	抜粋した資料の提出は認めません。
9	第9号-6					技術者の配置に係る誓約書	様式番号は様式第9号-5が正しいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	第16号-3-2					敷地内、建物内における各種動線計画及び施設配置計画	A3判・横・2ページをご指定いただいておりますが、他項目と比較し、配点は同等ですが、本項目のみ2倍の分量となっております。 A3判・横・1ページに修正いただけませんかでしょうか。	A3判・横・1ページとします。
11	第16号-3-3					発電効率、発電量及び売電可能量の最大化計画、二酸化炭素排出量の最小化計画	外部へ熱供給・電気供給の項目がございますが、要求水準書に記載がございませんので、数値はゼロと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	第16号-5-1 (別紙1)	-	-	-	-	SPC及び施設構成人員	年度により構成人員が異なる場合は、年度毎に表を作成してよろしいでしょうか。 また、その場合の人員費合計は年度分けした表毎に合計金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	前段について、年度により構成人員が異なる場合は、年度毎に表を作成してください。 後段は、お見込みのとおりです。
13	第16号-5-2 (別紙)	-	-	-	-	営業費用	外形標準課税はSPCの運営に要する費用なので、営業費用の欄に記入してよろしいでしょうか。	必要に応じて、行を追加して記入してください。

5 基本協定書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	条文名	質問の内容	質問の内容
1	2	3	7		運営事業者の設立	「発注者の要請に応じ」とありますが、要請がある場合のみ対応すればよいと理解してよろしいでしょうか。また、どのような場合に要請があると考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 現時点で具体的に要請する場合の想定はしていませんが、受注者の提案する運営事業者の資産や経営計画等が不安視される場合などが考えられます。
2	2	3	7		運営事業者の設立	担保権設定に関する契約書面をご提示いただけますでしょうか。	No.1の回答のとおり、現時点で想定はしていませんので、提示はしません。

6 基本契約書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	条文名	質問の内容	回答
1	3	7	11		運営事業者の運営	「発注者の要請に応じ」とありますが、要請がある場合のみ対応すればよいと理解してよろしいでしょうか。また、どのような場合に要請があると考えればよろしいでしょうか。	基本協定書(案) に対する質問No. 1の回答を参照してください。
2	3	7	11		運営事業者の運営	担保権設定に関する契約書面をご提示いただけますでしょうか。	基本協定書(案) に対する質問No. 2の回答を参照してください。

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	条文明	質問の内容	回答
1	13	第25条	第1項		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「発注者又は受注者は、履行期間内で本建設工事請負契約締結の日から12月を経過したのちに日本国内における賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる」とありますが、事業者の請負金額の貴組合への提出日である入札日から請負契約締結日までの間に物価変動があった場合、契約締結日から12月経過後の日はいくまでも請求権の発生日として、物価変動額の算定は入札日を基点に行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。入札説明書P.43のとおり、スライド条項の適用に関し、契約金額の基準となる時点は、入札提案書類提出日とします。
2	24	第51条			受注者の催告によらない解除権	(2)に「中止期間が履行期間の2分の1（履行期間の2分の1が6月を超えるときは6月）を超えたとき。」とありますが、この期間設定は受注者による解除に至るまで長期間要することとなり、受注者に過度な負担となりますので、民間（七会）連合協定工事請負契約約款と同様の「中止期間が履行期間の4分の1（履行期間の4分の1が2月を超えるときは2月）を超えたとき。」に変更いただけませんか。	原文のとおりとします。

8 運營業務委託契約書(案) に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	条文名	質問の内容	回答
1							<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 運營業務委託契約書(案) に対する質問はありませんでした。 </div>